(問い合わせ先) 令和5年1月10日 広島県農林水産局

内 線: 3502 電話: 082-513-3502

担 当 者:向井

県内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例(県内5例目)の確認及び 「広島県危機管理対策本部員会議」の開催について

令和5年1月10日 畜 産 課

1月9日,三次市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例(県内5例目)が確認されました。

なお、現段階は、高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態であり、今後、詳細な遺伝子検査を実施し、 家畜伝染病予防法上の高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であるかどうかを確認します。

また、第2回本部員会議を、本日9時30分から、県庁本館6階講堂で開催します。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地:広島県三次市三和町
- (2) 飼養状況 :採卵鶏飼養農場 (規模 約83.5万羽)

2 経緯

- (1) 1月9日(月), 当該農場において, 死亡鶏が増加した旨, 北部畜産事務所が通報を受けました。
- (2) 同日,家畜防疫員が立入検査を行い、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、13 羽中 13 羽 (死亡鶏 11 羽中 11 羽,生存鶏 2 羽中 2 羽)の陽性を確認しました。
- (3) 当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査(PCR検査)を実施し、今後、判明した結果を農林水産省に送付することとしており、本日(1月10日(火))には、疑似患畜であるかどうかが、農林水産省により判定される予定です。
- (4) 当該農場は、通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- 3 広島県危機管理対策本部員会議の開催
- (1) 日 時:令和5年1月10日(火)9時30分~
- (2) 場 所: 県庁本館6階 講堂
- (3) 議 題:①高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認について
 - ②疑似患畜の確認後の防疫措置について

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを

侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使 用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない 噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。